

台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会の傍聴に関する要領

平成27年4月1日

27台企企第11号

(目的)

第1条 この要領は、台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会設置要綱（平成27年4月1日付27台企企第10号）第8条の規定に基づき、台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(周知)

第2条 委員会の開催の周知は、開催日の3日前までに行うものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(別記様式)に所要事項を記入し、委員会の許可を受けなければならない。

2 傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、委員長は傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴できない者)

第4条 委員会の議事を妨害するおそれがある者は、委員会の会場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 委員会を傍聴している者(以下「傍聴人」という。)は、委員会の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(撮影及び録音の制限)

第6条 傍聴人は、委員会の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

(1) 委員会が秘密会を議決し、委員長が傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 傍聴人がこの要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び委員会の会場に入ることができない。

(報道関係者の取扱い)

第8条 報道関係者は、第3条の規定に関わらず、委員会を傍聴することができる。

2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が傍聴する場合に準用する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

傍 聴 申 込 書

本日開催の台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会を
傍聴いたしたく、許可くださるようお願いいたします。

住所 _____

氏名 _____

外 _____ 名

年 月 日

台東区まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定委員会委員長 殿